

運転管理業務委託年間計画書作成要領

(第12条、第13条、第21条、第24条、第33条関係)

(目的)

第1条 この要領は、姫路市下水処理場等運転管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定める業務年間計画書等（以下「計画書等」という。）の作成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(提出書類)

第2条 受託者は、計画書等として次の各号に掲げる書類を作成し、監督員に提出するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 業務年間予定表
- (3) 責任者等選任通知書
- (4) 有資格者の配置通知書
- (5) 業務実施体制表
- (6) 安全管理体制表
- (7) 非常事態発生時対応の業務体制表
- (8) 非常事態発生時運転操作手順書
- (9) 保守点検計画表
- (10) 水質試験業務計画書

(業務内容)

第3条 業務内容は、共通仕様書に定める業務について、その内容の詳細を記載するものとする。

(業務年間予定表)

第4条 業務年間予定表は、共通仕様書に定める業務の実施時期を記載するものとする。

(責任者等選任通知書)

第5条 責任者等選任通知書は、共通仕様書第10条に定める規定を遵守して記載するものとする。また、設備点検主任者及び水質試験主任者については同条に定められた要件を遵守して選任を行うものとする。

2 総括責任者、副総括責任者、設備点検主任者及び水質試験主任者にあつては、実務経歴書を添付するものとする。

(有資格者の配置通知書)

第6条 有資格者の配置通知書は、共通仕様書第11条に定める資格保有者であることを証するために免許証等の写しを添付するものとする。

(業務実施体制表)

第7条 業務実施体制表は、委託業務が円滑に行われるように実施体制を構築するものとする。

- 2 総括責任者、副総括責任者のもとに、水処理運転操作監視業務、汚泥処理運転操作監視業務、保守点検業務、水質試験業務、事務業務及びその他業務にわけて配置人員を記載するものとする。

なお、兼務する場合及び総括責任者不在時に代理者となる予定の場合は、その旨を記載するものとする。

- 3 平日及び、休日・夜間における連絡体制について記載するものとする。

(安全管理体制表)

第8条 安全管理体制表は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 運転操作業務安全管理体制図
- (2) 事故防止手順
- (3) 安全教育等の実施方法に係る年間計画書
- 2 運転操作業務安全管理体制図は、関係法令等を遵守し、委託業務における安全管理が確実に行われる体制とするものとする。
- 3 事故防止手順は、委託業務における事故防止を図るために、次の各号に定める事故の防止手順を記載するものとする。
 - (1) 可燃性及び有毒ガス事故
 - (2) 酸欠事故
 - (3) 感電事故
 - (4) 転落事故
 - (5) 巻き込まれ事故
 - (6) 熱中症
 - (7) その他各委託業務で想定される事故
- 4 安全教育等に係る年間計画書は、安全教育、訓練及び安全点検等に係る社内の安全管理支援体制等を記載し、安全教育等を実施するものとする。また、その活動については業務年間予定表も提出するものとする。

(非常事態発生時対応の業務体制表)

第9条 非常事態発生時対応の業務体制表は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 非常事態発生時連絡体制
- (2) 非常事態発生時召集体制（夜間、休日時）
- (3) 緊急応援体制
- 2 非常事態発生時連絡体制は、大雨、地震、主要設備の故障、処理異常等の非常事態発生時における連絡系統が適正に機能する体制とするものとする。
- 3 非常事態発生時召集体制（夜間、休日時）は、業務従事者の中から次の各号に掲げる要員を記載するものとする。

- (1) 状況の早期把握を行う要員として、非常事態発生時連絡後 30 分以内に召集できる要員
 - (2) 詳細な状況把握及び緊急対応を行う要員として、非常事態発生時連絡後 1 時間以内に召集できる要員
- 4 緊急応援体制は、非常事態発生時において、業務従事者の不足を補うため及び交替するための要員として、速やかに召集可能な社内応援体制（前項に記載された者を除く。）を記載するものとする。
- なお、応援事業所等の名称、所在地、応援可能人員及び召集可能時間も併せて記載するものとする。

（非常事態発生時運転操作手順書）

第 10 条 非常事態発生時運転操作手順書は、その操作が滞りなく行えるよう、具体的かつ簡潔に作成するものとする。

（点検基準表）

第 11 条 点検基準表は、日常点検、定期点検及び保守作業について、具体的かつ簡潔に作成するものとする。

（水質試験業務計画書）

第 12 条 水質試験業務計画書は、水質試験項目、試験回数等について、具体的かつ簡潔に作成するものとする。